

令和5年度第1回 沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会

日時：令和5年11月20日（月）14:15～16:15

場所：沖縄県教職員共済会館「八汐荘」 4階中会議室

次 第

- 1 沖縄県挨拶（保健医療部長 糸数 公）
厚生労働省挨拶（健康・生活衛生局難病対策課長 山田章平） 14:15～14:30
ハンセン病回復者からのコメント
新たに就任した委員2名の紹介
- 2 議事
 - (1) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
 - ① 生活支援部会における取組内容および進捗状況の報告 14:30～14:45
 - ② 今後取り上げる議題に関する意見交換 14:45～15:30
 - (2) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
 - ① 啓発推進部会における取組内容および進捗状況の報告 15:30～15:45
 - ② 今後取り上げる議題に関する意見交換 15:45～16:00
 - (3) その他 16:00～
- 3 閉会 16:15

〈配付資料〉

- 1 次第・出席者名簿
- 2 資料1
- 3 資料2
- 4 資料2（補足）

令和5年度第1回沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会 出席者名簿

| | 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------|--|-------|---------------|--------------------------------|
| 1 | ハンセン病回復者等 | 沖縄ハンセン病回復者の会 | 共同代表 | 平良 仁雄 | |
| 2 | | 沖縄ハンセン病回復者の会 | 事務局長 | 神谷 正和 | |
| 3 | | 沖縄愛楽園自治会 | 会長 | 小底 京子 | |
| 4 | | 宮古南静園入所者自治会 (宮古退所者の会 代表) | 連絡員代行 | 知念 正勝 | |
| 5 | | ハンセン病回復者家族 | | ※氏名非公表 | |
| 6 | 療養所 | 国立療養所 沖縄愛楽園 | 園長 | 野村 謙 | |
| 7 | | 国立療養所 宮古南静園 | 園長 | 松原 洋孝 | オンライン参加 |
| 8 | 支援団体 | ハンセン病問題ネットワーク沖縄 | 事務局長 | 神谷 征子 | |
| 9 | | ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古 | 共同代表 | 亀濱 玲子 | |
| 10 | | 公益財団法人沖縄県ゆうな協会 | 理事長 | (欠席) 小渡 有明 | (代理) 仲程 武 常務理事 (オンライン参加) |
| 11 | 専門職団体 | 沖縄県ソーシャルワーカー協議会 (一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 理事) | | 樋口 美智子 | オンライン参加 |
| 12 | 学識経験者 | 琉球大学人文社会学部 | 教授 | 森川 恭剛 | 協議会会長 |
| 13 | | 沖縄弁護士会 (ハンセン病家族訴訟弁護団) | 弁護士 | 神谷 誠人 | 生活支援部会長 |
| 14 | 行政機関 | 教育庁県立学校教育課 | 課長 | (欠席) 崎間 恒哉 | (代理) 伊志嶺 周 班長 |
| 15 | | 保健医療部地域保健課 | 課長 | 新里 逸子 | |

〈オブザーバー〉

| | | | | | |
|---|------|--------------------|-----------------|-------|---------|
| 1 | 療養所 | 沖縄愛楽園交流会館 | 学芸員 | 鈴木 陽子 | 啓発推進部会長 |
| 2 | | | | 辻 央 | |
| 3 | 行政機関 | 厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課 | 課長 | 山田 章平 | オンライン参加 |
| 4 | | | 課長補佐 | 岩倉 慎 | オンライン参加 |
| 5 | | | 法務省那覇地方法務局人権擁護課 | 課長 | 小林 努 |

〈事務局等〉

| | | | | | |
|---|------|------------|----|-------|-----|
| 1 | 行政機関 | 保健医療部 | 部長 | 糸数 公 | |
| 2 | | 保健医療部地域保健課 | 班長 | 沼田 淳 | 事務局 |
| 3 | | 保健医療部地域保健課 | 主任 | 与那覇 佑 | 事務局 |

令和 4 年度第 1 回沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会の開催以降における
取組状況について

【ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること】

① 令和 4 年度第 1 回生活支援部会

開催日：令和 4 年 12 月 22 日

開催方法：オンライン

議事まとめ：・ゆうな協会 SW の体制拡充、愛楽園への移動支援体制、宮古や八重山の支援体制について、次回の部会で厚労省を含め意見交換する。
・後遺症を考慮に入れた介護認定について、次回の部会で厚労省を含め意見交換する。
・ゆうな協会の事業について、高齢化した回復者のニーズに対応した支援体制の変化が重要である。
・療養所将来構想について、次回の部会で厚労省を含め意見交換する。
・配偶者との入所について、回復者から要望があることを厚労省へ伝える。

② 令和 4 年度第 2 回生活支援部会

開催日：令和 5 年 3 月 7 日

開催方法：対面

議事まとめ：・ゆうな協会 SW から活動報告を行った。
・ゆうな協会 SW の体制拡充について、社会福祉士の資格を持った方を募集している。
・愛楽園等への移動支援について、体制整備が必要である。
・宮古や八重山の回復者の支援について、早期に体制整備が必要である。
・介護認定について、厚労省で担当部署と調整しているが、特定の疾患だけ特例扱いするのは中々難しい。
・歴史的建造物保全については、園の担当者の意見も聞きつつ厚労省で検討する。
・ゆうな協会の事業については、今後、SW を核とした体制に変えていきたい。

③ 令和 5 年度第 1 回生活支援部会

開催日：令和 5 年 4 月 28 日

開催方法：オンライン

議事まとめ：・R5 年度より、ゆうな協会の SW を 1 名増加した。
・当 SW の業務として移動支援等を含めた。さらに、認定調査関与や意見書依頼の業務も含めた。
・診療所機能とフットケアは継続するように要望した。

④ 令和5年度第2回生活支援部会

開催日：令和5年6月12日

開催方法：対面とオンラインの併用

議事まとめ：・診療所とフットケアは継続する。

・R5年度下半期に宮古へSWを1名配置する予定。

⑤ 宮古へのSW配置にかかる拠点確保について（厚労省による宮古訪問）

日程：令和5年7月6日～7月7日

参加者：厚労省難病対策課 簗原課長、岩倉課長補佐

沖縄県地域保健課 沼田班長

生活支援部会長 神谷弁護士

訪問先：市営大原コーポ、宮古島市役所、宮古保健所、宮古合同庁舎、宮古南静園

調整まとめ：宮古合同庁舎1階の小会議室は、程よい広さと車椅子駐車場からの導線がいいこと等もあり、また回復者等からの一定の同意も得られたことから、当場所をSWの活動拠点として調整する。

⑥ 令和5年度第1回啓発推進部会の中で話した生活支援部会のことについて

議事まとめ：・回復者が高齢化する中、移動や家事等の生活支援が喫緊の課題である。

【ハンセン病問題の啓発の取組に関すること】

① 令和4年度第1回啓発推進部会

開催日：令和4年12月22日

開催方法：オンライン

議事まとめ：・一般向けの啓発シンポジウムについては検討する。

・児童向けのリーフレットを制作する。

・無らい県運動の検証等について、体制等を検討していく。

・ハンセン病問題に関する人権教育のあり方を検討する。

・県主催の人権講演会について、R5年度から高校も対象に含めることを検討する。

② 令和5年度第1回啓発推進部会

開催日：令和5年9月27日

開催方法：対面とオンラインの併用

議事まとめ：・児童向けリーフレットの形式および内容について意見交換した。

・教員への研修やハンセン病問題に関する教育方針について意見交換した。

・学校における講演会について意見交換した。

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会の中でこれまでに挙げた要望や課題について

| | | 要望や課題等 | 現在の取組状況および今後の取組案 |
|--|---|---|--|
| ① ハン セン 病 回 復 者 等 の 福 祉 の 増 進 に 関 す る こ と | (1) ゆ う な 協 会 の 事 業 に つ い て | (ア) ゆうな協会は、離島の回復者と情報交換できるようにオンライン等を積極的に活用した方がよい。 | 南静園や南静園自治会と情報交換ができるように調整しているが、中々実現できていない。(ゆうな協会) |
| | | (イ) 回復者の中には偏見・差別を気にして、ゆうな協会や愛楽園、南静園に相談することが出来ない人もいます。そのような問題に対応する必要があるのではないかと？ | 回復者の中には、診療に行けず困っている方だけでなく、信頼できる医師の診療やケアを受けている方もいると思うので、その方たちの情報を他の回復者に共有することで、解決に繋がられる可能性があると思う。ケアマネージャーや包括支援センターの方でも、回復者への治療を行っている方がいると思うので、その方々からも情報収集できると思う。(SW樋口さん) また、自身でゆうな協会に来ることが出来ない方に対して、回復者の皆様の横の繋がりにもご協力いただきたいと思う。(厚労省) |
| | | (ウ) 回復者一人一人にきちんと対応できるように、ゆうな協会のSWを増やす必要があるのではないかと？ | R 5年度よりSWを1名増加。また、宮古島内のSWについては現在、職員を募集中である。(厚労省、ゆうな協会) |
| | | (エ) ゆうな協会SWによる回復者への同行支援(特に、事務局長が対応している愛楽園での受診にかかる送迎)について、職員等の自家用車を使用しているため、お願いしづらい状況である。また、回復者も高齢化して、自分自身で運転することが難しい状況である。 | 家事支援を含む生活支援事業の実施について、検討中である。(ゆうな協会) |
| | | (オ) ゆうな協会が宮古・八重山の回復者への支援を十分に行うためには、職員が常駐する体制作りが必要である。 | 宮古島内のSWについては現在、職員を募集中である。(厚労省、ゆうな協会) |

| | | | | |
|----------------------------|------------------|-----|--|--|
| ① ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること | (1) ゆうな協会の事業について | (カ) | ゆうな協会には、SWが受けた相談をまとめていただき、退所者が何を必要としているかを理解してもらいたい。 | 生活支援部会において、SW樋口さんから報告済みである。 |
| | | (キ) | 診療については、身近な地域で専門の先生が診れる体制を構築する必要がある。 | ゆうな協会に診療の相談があった時に、SWが同行支援する前提で、うら傷の後遺症やハンセン病問題について理解のある身近な医療機関を受診できるようにする。(厚労省) ハンセン病問題に関する知識を持った医師が在籍する医療機関のリストアップについては、厚労省や県、ハンセン病学会と協力して作成する。(厚労省) |
| | | (ク) | ゆうな協会の診療所については、運営を継続して欲しい。 また、フットケアについても、引き続き継続して欲しい。 | 診療所およびフットケアについて、継続して実施する。(厚労省) |
| | | (ケ) | ゆうな協会の非常勤医師を早く見つけて欲しい。 | 国立感染症研究所ハンセン病研究センターに、ハンセン病学会と繋がりのある先生がいるので、その方を通して非常勤医師を探している最中だが、中々見つからない。(厚労省) |
| | | (コ) | 県内の運転できない高齢の回復者や差別・偏見を恐れて外出できない回復者への外出支援や家事援助も求められている。 | 家事支援を含む生活支援事業の実施について、検討中である。(ゆうな協会) |
| | (2) 介護認定について | (ア) | 介護認定のチェック項目に、ハンセン病後遺症を入れるように、厚労省には調整して欲しい。 | 介護保険の担当部局と調整しているが、中々難しい。(厚労省) |
| | | (イ) | 介護認定の際にハンセン病後遺症を考慮に入れるには、主治医の意見書が必要である。 | ゆうな協会SWが回復者と主治医を仲介して、特記事項に記載する際のポイントを主治医に伝えるサポートをしている。(ゆうな協会) また、後遺症について理解している医師を回復者のかかりつけ医とすることで、健康状態などの把握に繋がり、それが要介護認定の意見書等にも繋がる。(厚労省) |

| | | | | |
|----------------------------|-----------------------|-----|---|--|
| ① ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること | (2) 介護認定について | (ウ) | 介護認定の際、回復者には特段の配慮が必要であることを、厚労省から市町村へ通達する必要があると考える。 (「後遺症があるからといって介護認定には関係ない」と言っている市の担当者もいる。) | |
| | | (エ) | 介護保険認定時の後遺症反映等について、SWやケアマネージャー等の専門職を対象とした研修の実施は喫緊の課題である。 | |
| | (3) 回復者やその家族に関すること | (ア) | 宮古や八重山以外の島にも回復者がいるので、その方々に対して、ゆうな協会の相談窓口や療養所の診療窓口に関する情報を、どのようにして提供できるかが課題だと思う。 | ゆうな協会の相談窓口については、口コミで広げていく。(ゆうな協会) |
| | | (イ) | 国と県が関わって、大阪や熊本のような支援センターを作ってもらいたい。 | |
| | | (ウ) | 相談支援、同行支援、訪問医療ケア、家事支援等を行う「ハンセン病回復者・家族生活センター」を、必要な地域に早期に設置して欲しい。 | ゆうな協会において、SWを配置している。また、家事支援を含む生活支援事業の実施について、検討中である。(厚労省、ゆうな協会) |
| | | (エ) | 回復者本人やその家族と共同して、回復者と話を聞く機会や場所を探る必要がある。 | |
| | | (オ) | 回復者家族への相談支援 | 回復者への支援体制と併せて検討していく。 |
| | (4) 医療従事者 | (ア) | 医療関係者等への研修 | ハンセン病医学オンライン講座(ハンセン病医学夏期大学講座)(厚労省主催)の活用 |

| | | | |
|----------------------------|-----------------------|---|--|
| ① ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること | (5) 配偶者との入所 (ア) | 宮古や本島南部の回復者から、病歴の無い配偶者と療養所に入所できるようにして欲しいとの話が挙がっている。 | 制度改正が必要であり、論点の整理が必要。 |
| | (6) 高齢者の再入所 (ア) | 偏見・差別を恐れて、地域の医療機関に行けず、病状を悪化させるケースがある。また、高齢化が進むことで、独居で生活している退所者等が療養所に戻るケースもあるため、そのようなことが起きないように支援作りを急ぐ必要がある。 | 高齢化した退所者が地域で安心して暮らせるように、ゆうな協会にSWを配置した。また、家事支援を含む生活支援事業の実施について、検討中である。（厚労省、ゆうな協会） |
| | (ア) | 本島や離島に厚労省が足を運んで、 ・回復者等が何に困っているか？どう いう暮らしをしているのか？ ・どのような制度が必要か？ を把握して欲しい。 | 令和5年3月8日に愛楽園を訪問。 また、同年7月6日～7日には宮古の退所者と意見交換を行ったり、南静園を訪問した。（厚労省） |
| | (7) その他 (イ) | 療養所の将来構想について、「療養所の永続化」の問題や「歴史的建造物等の保存・保全」への対応も含めて、厚労省や県で将来構想の見直しの進め方を示してもらいたい。 また、歴史的建造物保全については、 どういう検討状況か、どういう支援が必要かということ、園担当者の意見を聞いた上で、検討させていただきたい。 | |

| | | | | |
|--------------------------|------------------------|-----|---|---|
| ② ハンセン病問題の啓発の取組に関すること | (1) リーフレット | (ア) | 小学生にも身近に感じてもらえるような分かりやすいパンフレットを制作する。 | 児童向けリーフレットの制作については、現在進行中。なお、現在のリーフレットも引き続き活用する。 |
| | (2) 教員への研修について | (ア) | 教員の研修について、階層別研修で人権問題を扱えるとよい。年に1回、ハンセン病問題に関する研修に参加（オンラインも可）できる機会を確保することが大切である。 | |
| | | (イ) | 学校の先生方も、ハンセン病問題をどのように教えたらいかが分からないと思うので、教員向けの指導用パンフレット（小・中・高別）があった方がよい。 | 厚労省において、ハンセン病資料館の学芸員による出張講座（オンライン含む）を無料で実施している。また、文部科学省では、令和3年12月に教員向けの校内研修用動画コンテンツをYouTubeで配信している。あと、「鶴とタケシ」の動画は、どの学年を対象としても利用できる。 |
| | | (ウ) | 学校の教員に対して、リーフレットの活用方法を周知することが重要になるので、県教育委員会も協力して欲しい。 | |
| | (3) ハンセン病問題に関する教育方針 | (ア) | 人権教育でハンセン病問題を取り上げるにあたり、「かわいそう」で終わらせないように、人権教育のあり方を検討する必要がある。 | 学校でハンセン病問題を取り上げてもらうための仕組み、ハンセン病問題に関する人権教育のあり方を検討していく。 |
| | | (イ) | 回復者家族が当時、学校でいじめを受けた等のつらい経験をしてきたことを、学校の先生や生徒に知って欲しい。 | 先生：令和4年度に愛楽園交流会館で開催した教員向け講座では、回復者家族が弁護士と対談する形式で実施した。（愛楽園交流会館） 生徒：対応可能な回復者家族が、小・中・高校の講演会で講話出来るとよい。（愛楽園交流会館） |
| | | (ウ) | 学校教育課程の人権学習において、ハンセン病問題を必修とする。 | |

| | | | | |
|--------------------------|------------------------|-----|--|--|
| ② ハンセン病問題の啓発の取組に関すること | (3) ハンセン病問題に関する教育方針 | (エ) | 教員がハンセン病問題を取り上げてもらいやすいよう、講演会のねらいや事前事後学習に活用できる資料・ワークシート（内容の見直しが必要）、資料館の活用案内等を整理してプログラムを提示できるとよい。 | |
| | | (オ) | リーフレットでの学習～愛楽園・南静園への訪問を1つの流れとしたい。 | |
| | | (カ) | 沖縄戦とハンセン病の発病は関係性があるので、沖縄戦とハンセン病問題を関連付けて学習した方がよい。 | |
| | (4) 行政 | (ア) | 県担当部署の研修開催 | |
| | | (イ) | 県立学校教育課や義務教育課の職員も、愛楽園交流会館で実施している教員向け講座に参加して欲しい。 | 県立学校教育課や義務教育課の中で情報共有する。 |
| | (5) 学校での講演会 | (ア) | 県主催の人権講演会については、全学校の小学校高学年～高校まで学べるとよい。 また、退所者の講話を別日で設けたり、作品を展示したりして継続的に学べるように出来るとよい。 | |
| | | (イ) | 学校での講演会は、1回で終わらすのではなく、何年かかけて継続的に学習する時間を設けることが大切である。 また、講演会を実施した先生たちが転勤した際に、転勤先でもハンセン病問題に関する授業を継続できるとよい。 | 毎年、ハンセン病問題を扱うことは難しいため、講習という形で出来ればと思う。 |
| | | (ウ) | 県で実施している講演会について、学校数を増やして欲しい。 | 愛楽園交流会館やハンセン病と人権市民ネットワーク宮古と相談しながら検討する。（現在、応募のあった全学校で実施している。） |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|---|--|
| ② ハンセン病 問題の啓発 の取組に関 すること | (5) 学校での 講演会 | (エ) 講演会では、当事者の話を聞く機会があればと思う。 | 宮古の講演会では、事前学習を実施してもらった後、知念さんや当事者の講話を実施している。希望があれば、南静園のガイドブックも配布している。 |
| | (6) その他 | (ア) 一般向けの啓発シンポジウムを企画できるとよい。 | 検討する。 |
| | | (イ) 啓発部会とは別に、沖縄県ハンセン病証言集資料編のメンバーを中心にチームを組んで歴史を検証し、協議会へ継続して報告する仕組みが必要である。検証作業には、メンバーの選定、予算確保等が必要になるが、他の課題もある中で、どこに注力していくか？また、資料の調査から行うため、相当な労力を要する。 | |
| | | (ウ) 平和記念資料館へのハンセン病問題の提示 | |
| | | (エ) 資料館を活用した人権教育プログラムや、資料館を社会的マイノリティーの差別や人権問題に関するフォーラムの場として活用する。 | |

1. ハンセン病問題を学校教育に位置づけるにあたって

ハンセン病に関する教育の実施について (通知) 2019年8月30日 [ハンセン病に関する教育の実施について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](#)
 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受け入れに当たっての内閣総理大臣談話2019年7月12日 [20191219_1322245_1.pdf \(mext.go.jp\)](#)
 「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」
 「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」

2. 現状

| | 学校での取り組みの現状 | 交流会館・市民ネットワーク宮古の取り組み |
|----------------|--|---|
| 学校で行うハンセン病問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教員が授業のなかで取り組む ・ 学校の取り組みとして、交流会館・ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古と連携して実施。 ・ 県が募集する講演に応募 | 個別に交流会館・市民ネットワークへの依頼により対応。来館・学校での見学・講話。事前・事後学習で連携する場合もある。 来館する教員に教員向け講座について広報。 当日の退所者等の講話の他、事前相談により、事前学習のアドバイスをしたり、事前学習を学芸員が行う。 学校規模により、交流会館見学に切り替えることも可能。 |
| ハンセン病問題に取り組む教員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権学習の一つにハンセン病問題を組み込む ・ 授業の一環で取り組む ・ 人権担当教員が学年行事、学校行事として人権週間等のなかで担う。 ・ 愛楽園にきた経験のある教員が関わる。 ・ 名護市の教員研修 ・ 取り組みのない学校が多い。 ・ ハンセン病問題の知識がない教員が多く、多忙ななか、新たに授業で取り組むことが困難 | 県市町村教育委員会の後援を得た「教員向け講座」を実施 (ワークショップ、病気について、退所者、家族、授業実践等) しているが、県内教員の参加者は少ない。 |
| 学習素材 | 昨年、作成した県のリーフレット 厚労省発行のパンフレット 「ツルとタケシ」読み聞かせ動画視聴 | 子どもたちの文芸作品 写真 「ツルとタケシ」 「退所者の話」 YouTube |

昨年作成したリーフレットには療養所の中の子どもたち、学校についての記述がない。子どもたちのリーフレットが必要。

リーフレットを活用するためには仲介者 (教員等) が必要であり、誤った情報が提供されないためにも教員の研修が求められる。

3. 検討課題

| | | |
|-------------------|--|--|
| ハンセン病問題から人権問題を考える | 回復者と家族の話 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で中断していた回復者の講話を再開 ・資料館・市民ネット・宮古等との連携（当日・事前事後） ・学校で話しをする家族を広げる |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病問題 ・ハンセン病と沖縄戦との関係 ・感染症を巡る問題 ・同じ状況に置かれる他のマイノリティ |
| リーフレット | 形式 | 6頁、地域の事柄として、南静園版と愛楽園版の2種類作ることも検討 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年での使用を想定 ・「ハンセン病問題概要」と「療養所の子どもたち」 ・生徒自身の人権を考えること |
| | 想定する使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前学習～講話、園訪問の流れに位置づけて使用 ・校内での学習・・・リーフレットを活用できることが前提 ・教員自身が活用できる方策 → 教員研修 |
| 教員研修 | 継続的に取り組んでいる小学校に協力依頼、→指導書等があっても、現実には使わない場合が多い。 生徒自身が問いかけに合わせてリーフレットを読み進め、感じ、考えていければ。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員自身が回復者や家族に出会う ・教員とともに担当部署職員の研修が必要 ・交流会館が行っている教員向け講座への参加。および、教育委員会の教員研修の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般向けの啓発シンポジウムを企画 ・沖縄県の無らい県運動の検証 ・資料館を人権教育プログラムに組み込み、場を活用 |

ハンセン病に関する教育の実施について

元初児生第13号
令和元年8月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大濱 健志

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝波 泰

ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいていたところであります。

この度、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たり、内閣総理大臣談話（別添1）が閣議決定されましたのでお知らせいたします。本談話においては「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元

患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされており、文部科学省としても関係省庁と連携・協力して対応することとしているところです。これまでも学校の教育活動において、児童生徒の発達段階に応じて、例えば人権に関する指導を行う際にハンセン病について扱われてきているところですが、各位におかれても本談話の趣旨を御理解いただき、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いします。

ハンセン病に関する教育に当たりましては、毎年、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するためのパンフレット（別添2）が全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布されているところであり、これも活用しつつ実施いただくようお願いします。なお、同パンフレットにはアンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

また、ハンセン病に関する施設・資料等を別添3にまとめておりますので、こうした施設・資料等も必要に応じて適宜御活用ください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。